

松阪市避難所運営マニュアル改訂概要

I. 改訂趣旨・背景

平成24年3月に松阪市避難所運営マニュアルを作成しましたが、平成28年熊本地震をはじめ、その後多くの災害が発生し、課題や教訓が生じたことから、令和元年度に学識経験者や消防団、防災ボランティア団体、地域代表等で構成する松阪市避難所運営マニュアル基本モデル作成検討会を設立し、女性の視点や要配慮者、ペット対策といった多角的な分野においてご意見をいただき、全編にわたり改訂を行いました。

また、令和2年4月には新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、政府より緊急事態宣言が発出されるなど、避難所における感染症予防対策についての見直しが生じたため、必要な加筆修正をしています。

II. 新型コロナウイルス感染症拡大を踏まえ、避難所での感染症対策について追記

- 受付では検温や健康チェックといったスクリーニングを行い、体調不良者の早期発見に努めるとともに、体調不良者等の居住区分を明確にする。（ゾーニング）
- 感染症の蔓延を防ぐため、流水での手洗い環境の確保、トイレの清潔保持、消毒液の配置や補充、共有スペースの清掃・消毒体制やルールの確立など、環境整備を行います。
- 手洗い場には石けん、ペーパータオル等を配置し、手洗いを徹底するよう避難者に周知を図ります。
- 避難者の居住スペースにおいてもできる限り避難者同士の間隔を広く保ち、ソーシャルディスタンスの確保ができるよう、テープ等で区画を表示するなどの工夫をする。
- 定期的に換気を行い、気候上可能な限り常時、困難な場合にはこまめに（30分に1回以上、数分間程度、窓を全開にする。）行う。 など

松阪市避難所運営マニュアル改訂概要

Ⅲ. 主な改訂の要点と考え方

① 被災者に対する「地域支援拠点」として位置づけ【新規】

- 避難所外避難者への支援を追加。

② 初動期の対応をより具体的に明記【拡充】

- 施設の鍵の開錠
- トイレの使用可否の点検及び不可の場合の対応。
- 受入場所の通路は幅120cm以上を確保する。
- 避難者の受入れや立ち入りを禁止または制限する場所。
- 体育館以外で個室を確保した方が良いスペース。
- 福祉避難スペース、ペットスペースの確保。

③ 女性の視点【新規】

- 避難所運営委員会の副委員長には最低1名女性を登用する。
- トイレの設置はスフィア基準（男：女＝1：3）とする。
- 避難所における性犯罪防止のため、必要に応じて女性警察官の派遣巡回を要請する。
- 相談窓口の設置、窓口への女性配置 など

④ ペット対策【拡充】

- ペット専用のスペースを設ける。（屋外倉庫や遊具等の活用）
- ペットを受け入れるときのルールとして、飼い主の共助で「飼い主の会」を設置し、衛生班が中心となって飼育ルールの遵守や啓発を行う。 など

松阪市避難所運営マニュアル改訂概要

Ⅲ. 主な改訂の要点と考え方

⑤ 要配慮者対策【拡充】

- 受付時に家族等の支援者に要配慮者カルテの記入をお願いする。
- 福祉避難所への入所には至らない程度で、専門的ケアの必要ではない比較的軽度な要配慮者には、必要に応じて指定避難所内で個室等の福祉避難スペースを確保する。
- 要配慮者の特徴や配慮事項、主な対応について資料編にまとめて記載。
- 食物アレルギーや文化・宗教上の理由により食べることができない食材がある方のために、原材料表示や献立表の作成を行う。
- 介助者同伴やLGBT（性的マイノリティ）に該当する人などが気兼ねなく利用できる多目的トイレを設置する。
- 避難者名簿を作成する際に、松阪版サポートブックやパーソナルカルテ、ヘルプカード等を持参している場合には内容を確認し、配慮が必要な点を把握する。
- 女性に対する性暴力やプライバシー確保のため、女性用トイレや授乳室等の設置場所へ配慮する。
- 避難した子どもたちへの保育の支援や学習、遊びのための部屋を確保する。 など

⑥ 避難所運営の事前準備【新規】

- 住民協議会や自治会、施設管理者、市などの関係者を中心に避難所運営事前準備委員会を設置する。その際、女性や障がい者、民生委員、介護経験者など多様な方に参画してもらうよう努める。
- 避難所ごとに運営マニュアルの作成が進むよう、事前準備シートを作成し、シートに沿って検討を進める。